

## 2 諸控除額の確認

年末調整の年税額の計算に当たっては、まず、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。

各種の控除を受けるために必要な申告書とその申告書を提出することにより受けられる控除は次の表のとおりです。

申 告 書	控 除	説明箇所
1 「平成20年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、基礎控除	10～16ページ
2 「平成20年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書」	配偶者特別控除	17～20ページ
3 「平成20年分 給与所得者の保険料控除申告書」	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）	21～30ページ
4 「平成20年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	31～42ページ

(注) 1 税務署から配布している保険料控除申告書と配偶者特別控除申告書は、1枚の兼用紙となっています。

2 上記1～3の様式については、税務署において配布するほか、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）による提供も行っています。

### 2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### (1) 扶養控除等（異動）申告書の受理等

イ 年末調整は、先に説明したように本年最後に給与の支払をする時までに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」(以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます。)を提出している人について行うことになっていますから、年末調整の事務を始めるに当たっては、まず、各人からこの申告書が提出されているかどうかを確かめる必要があります。

ロ この申告書は、原則として本年最初に給与の支払を受ける時までに給与の支払者に提出することになっており、また、年の中途で扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をすることになっています。まだ申告書を提出していない人や異動申告をしていない人についても、年末調整を行う時までに申告があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことになっていますから、これらの申告を忘れていると思われる人については、早急に申告をするよう指導してください。

特に、次のような事情で扶養親族の数などに異動があった人から、異動申告が忘れずに行われているか確認してください。

- (イ) 本年の途中で、出生などにより扶養親族の数が増加したこと。
- (ロ) 本年の途中で結婚し、控除対象配偶者を有することとなったこと。
- (ハ) 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったこと。
- (ニ) 本年の途中で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったこと。
- (ホ) 本年の途中で、扶養親族であった人の就職、結婚などにより扶養親族の数が減少したこと。

なお、扶養控除等（異動）申告書の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例「**年末調整を受ける際の注意事項**」を78ページに掲載していますので、是非ご活用ください。

#### (2) 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認

イ 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認に当たっては、まず、次のことに注意してください。

- (イ) 控除対象配偶者（又は老人控除対象配偶者）や扶養親族（又は特定扶養親族、同居老親等、その

他の老人扶養親族)、障害者（又は同居特別障害者、その他の特別障害者）の数、寡婦（又は特別の寡婦）、寡夫、勤労学生などの確認は、各人からの申告に基づいて行うこととなりますが、申告された控除対象配偶者や扶養親族、障害者などが控除の対象となるかどうかを確かめた上で、正しい控除を行うようにしてください。

〔記載例〕 扶養控除等（異動）申告書

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 (昭和41.1.1以前生)	特定扶養親族 (昭和41.1.2生) (平成5.3.1生)	職業	住所又は居所	平成20年中の所得の見積額 円	異動日及び事由 (平成20年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者	山川明子		昭和49・10・5			パート	東京都練馬区栄町 23-7	300,000	
B 扶養親族 主たる給付から控除を	1	ク 一 郎 子	昭和15・5・17	同・居・その他		なし	ク	0	
	2	ク 二 郎 子	昭和20・7・5	同・居・その他		なし	ク	0	平成20.7.5出生
	3		昭和大 昭和・	同・居・その他					
	4		昭和大 昭和・	同・居・その他					
	5		昭和大 昭和・	同・居・その他					

(ロ) 控除対象配偶者や扶養親族、障害者などに該当するかどうかは、**年末調整を行う日の現況により**判定しますが、その判定の要素となる**①合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年の金額により、②年齢は、本年12月31日（その日までに死亡した人については、その死亡の日）の現況により**判定します。

- (注) 1 年末調整を行った後、本年12月31日までに扶養親族の増加などの異動があった場合には、年末調整のやり直しをすることができます（60ページ参照）。  
 2 控除対象配偶者や扶養親族が本年の途中で死亡した場合でも、死亡の日の現況により判定することになりますから、本年分については配偶者控除や扶養控除などの控除の対象となります。  
 3 合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））、株式等の譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

(ハ) これらの控除対象配偶者や扶養親族などに該当するかどうかを判定するときの要件である合計所得金額には、次のような所得は含まれません。

- ① 次のような所得で所得税が課されないもの
  - ㊦ 利子所得のうち障害者等の利子非課税制度の適用を受けるもの
  - ㊧ 遺族の受ける恩給や年金（死亡した人の生前の勤務に基づいて支給されるものに限りま。）
  - ㊨ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付、労働基準法の規定により支給される休業補償など
- ② 利子所得のうち源泉分離課税とされるもの
- ③ 配当所得のうち、
  - ㊩ 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限りま。）の収益の分配
  - ㊪ 確定申告をしないことを選択した次の配当等
    - ㊫上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、㊬公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配、㊭特定投資法人の投資口の配当等及び㊮これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等
- ④ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補てん金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益
- ⑤ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

ロ 扶養控除等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

● **控除対象配偶者**

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、**合計所得金額が38万円以下の人**をいいます。

(注) 1 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

2 公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が158万円以下（年齢65歳未満の人は108万円以下）であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

3 配偶者が家内労働者等に該当する場合は、家内労働者等の事業所得等の所得金額の計算の特例が認められています。したがって、例えば、配偶者の所得が内職等による所得だけの場合は、本年中の内職等による収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

※ 上記（注）の1～3については、下記の「扶養親族」の場合も同様です。この場合、3の「配偶者」は「扶養親族」と読み替えてください。

**〔注意事項〕**

- 1 ここでいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。
- 2 年の途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の控除対象配偶者は、死亡した配偶者が再婚した配偶者かのいずれか1人に限られます。
- 3 控除対象配偶者については、配偶者特別控除を受けることができませんので注意してください。

● **老人控除対象配偶者**

控除対象配偶者のうち、**年齢70歳以上の人(昭和14年1月1日以前に生まれた人)**をいいます。

**〔注意事項〕**

申告された控除対象配偶者については、生年月日により老人控除対象配偶者に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● **同居特別障害者である控除対象配偶者**

控除対象配偶者のうち、**特別障害者に該当する人で所得者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

**〔注意事項〕**

申告された特別障害者である控除対象配偶者については、同居特別障害者に該当するかどうかを所得者本人に確認し、控除漏れのないように注意してください。（「特別障害者」の内容については、13ページ参照）

● **扶養親族**

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、**合計所得金額が38万円以下の人**をいいます。

**〔注意事項〕**

- 1 ここでいう「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
- 2 ここでいう「所得者と生計を一にする親族」には、児童福祉法の規定によるいわゆる里子や老人福祉法の規定によるいわゆる養護老人を含みます。

● **特定扶養親族**

扶養親族のうち、**年齢16歳以上23歳未満の人(昭和61年1月2日から平成5年1月1日までの**

間に生まれた人) をいいます。

**〔注意事項〕**

申告された扶養親族については、生年月日により特定扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● **老人扶養親族**

扶養親族のうち、**年齢70歳以上の人（昭和14年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

**〔注意事項〕**

申告された扶養親族については、生年月日により老人扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● **同居老親等**

老人扶養親族のうち、**所得者又はその配偶者（以下「所得者等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

**〔注意事項〕**

- 1 申告された老人扶養親族については、同居を常況としているかどうか等を所得者本人に確認し、同居老親等に該当する場合には、控除漏れのないように注意してください。
- 2 所得者等の直系尊属である老人扶養親族（以下「老親等」といいます。）が同居老親等に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、例えば、次のような場合にはそれぞれ次のとおりとなります。
  - (1) 所得者等と同居を常況としている老親等が、病気などの治療のため入院していることにより、所得者等と別居している場合……同居老親等に該当します。
  - (2) その老親等が所得者等の居住する住宅の同一敷地内にある別棟の建物に居住している場合……その人が所得者等と食事を一緒にするなど日常生活を共にしているときは同居老親等に該当します。
  - (3) 所得者が転勤したことに伴いその住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合……同居老親等に該当しません。

● **同居特別障害者である扶養親族**

扶養親族のうち、**特別障害者に該当する人で所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

**〔注意事項〕**

同居特別障害者である控除対象配偶者の場合と同様の確認を行い、控除漏れのないように注意してください。

● **障害者（特別障害者）**

**所得者本人やその控除対象配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人**をいいます。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、すべて特別障害者になります。
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受

- けている人——このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- (5) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、すべて特別障害者になります。
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、すべて特別障害者になります。
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上（昭和19年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度であることの町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人——このうち、上記の(1)、(2)又は(4)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として町村長や福祉事務所長などの認定を受けている人は、特別障害者になります。

**【注意事項】**

現に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていない人であっても、これらの手帳の交付を申請中の人やこの申請をするために必要な医師の診断書の交付を受けている人で、年末調整の時点において明らかにこれらの手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる人は、障害者（又は特別障害者）に該当するものとして取り扱われます。

● **寡 婦**

所得者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人
- イ 夫と死別した後、婚姻していない人
  - ロ 夫と離婚した後、婚姻していない人
  - ハ 夫の生死の明らかでない人
- (2) 上記(1)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下の人
- イ 夫と死別した後、婚姻していない人
  - ロ 夫の生死の明らかでない人

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が6,888,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

**【注意事項】**

- 1 ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、所得金額の合計額が38万円を超えている人は含まれません。
- 2 離婚の場合には、扶養親族などがなければ合計所得金額が500万円以下であっても寡婦控除の対象となる「寡婦」には該当しません。

● **特別の寡婦**

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます。

## ● 寡 夫

所得者本人が、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する人で、**生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人**をいいます。

- (1) 妻と死別した後、婚姻していない人
- (2) 妻と離婚した後、婚姻していない人
- (3) 妻の生死の明らかでない人

### 〔注意事項〕

ここでいう「生計を一にする子」の範囲については、「寡婦」の場合と同様です。

## ● 勤 労 学 生

所得者本人が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

- (1) 次に掲げる学校等の**児童、生徒、学生又は訓練生**であること。
  - ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
  - ② 国、地方公共団体、学校法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、健康保険組合、国家公務員共済組合連合会、日本赤十字社、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人等、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
  - ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- (2) **合計所得金額が65万円以下**であること。

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下になります。
- (3) 合計所得金額のうち**給与所得等以外の所得金額が10万円以下**であること。

(注) 「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

### 〔注意事項〕

国、地方公共団体、学校法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、健康保険組合、国家公務員共済組合連合会、日本赤十字社、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人等、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者の設置した専修学校等の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生が勤労学生控除を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に次の証明書を添付して提出しなければなりません。

- ① その人の在学する学校等が「一定の要件に該当する課程」を設置する専修学校等又は職業訓練法人であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者から交付を受けた文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写し
  - ② その人が①の課程を履修する生徒又は訓練生であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者の証明書
- したがって、専修学校等の生徒又は職業訓練法人の訓練生が勤労学生に該当するかどうかは、これらの証明書が扶養控除等（異動）申告書に添付されているかどうかにより判定します。

〔記載例〕 扶養控除等（異動） 申告書

平成 20 年分 給与所得者の扶養控除等（異動） 申告書

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。



所轄税務署長 <b>神田</b> 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 〇 〇 〇 〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 <b>山川太郎</b>	あなたの生年月日 昭和 46 年 1 月 1 日	世帯主の氏名 山川太郎	配偶者の有無 有
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 (郵便番号 176 - 8503 ) 東京都練馬区栄町23-7		あなたの氏名 本人	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和44.1.1以前生)	特定扶養親族(昭和61.1.2生)(平成5.1.1生)	職業	住所又は居所	平成20年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成20年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者	山川明子		昭和49・10・5			パート	東京都練馬区栄町23-7	300,000	
B 扶養親族	1 ク一郎 子		昭和15・5・17	同居親等・その他		なし	ク	0	
	2 ク二郎 子		昭和20・7・5	同居親等・その他		なし	ク	0	平成20.7.5出生
	3		明・大昭・平	同居親等・その他					
	4		明・大昭・平	同居親等・その他					
	5		明・大昭・平	同居親等・その他					
C 障害者等	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の事実(該当する欄等に○を付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)			左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載」についてのご注意)の3をお読みください。			異動月日及び事由(平成20年中に異動があった場合に記載してください。)		
	1 障害者	区分	該当者	本人	配偶者	扶養親族	2 寡婦	3 特別の寡婦	4 寡夫
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者 氏名 続柄 住所又は居所		
E 従たる給与から控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	従たる給与の支払者 名称(氏名) 所在地(住所)				

(3) 扶養控除等（異動） 申告書と所得税源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動） 申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の所得税源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておくことが必要です。

〔記載例〕 所得税源泉徴収簿（上記の扶養控除等（異動） 申告書の場合）

扶養控除等の申告	控除対象配偶者		一般の扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族		障害者等	従たる給与から控除する控除対象配偶者と扶養親族の合計数	配偶者の有無
	一般	老人			同居老親等	その他			
当初	有	無	当初	当初	当初	当初	当初	1人	有
7月	有	無	7月5日	7月	7月	7月	7月	1人	有
8月	有	無	2人	8月	8月	8月	8月	2人	有
9月	有	無	1人	9月	9月	9月	9月	1人	有
10月	有	無	1人	10月	10月	10月	10月	1人	有
11月	有	無	1人	11月	11月	11月	11月	1人	有
12月	有	無	1人	12月	12月	12月	12月	1人	有

(注) 所得税源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、税務署から給与の支払者に配布しているものですが、以下の説明は、便宜上この所得税源泉徴収簿の様式を用いて行うことにします。